

平成19年度

指定管理者制度導入施設における
指定管理者の評価表

越谷市

目 次

指定管理者制度導入施設一覧.....	1
指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について.....	2
1 越谷市中央市民会館.....	3
2 越谷市北部市民会館.....	5
3 越谷市赤山交流館.....	7
4 越谷市大沢北交流館.....	9
5 越谷市蒲生交流館.....	11
6 越谷市南部交流館.....	13
7 越谷市新方交流館.....	15
8 越谷市大袋北交流館.....	17
9 越谷市桜井交流館.....	19
10 越谷市南越谷交流館.....	21
11 越谷市障害者福祉センターこばと館.....	23
12 越谷市立老人福祉センターけやき荘.....	25
13 越谷市立老人福祉センターくすのき荘.....	27
14 越谷市立老人福祉センターゆりのき荘.....	29
15 越谷市民保養施設おがの山荘.....	31
16 花田苑.....	33
17 キャンベルタウン野鳥の森.....	35
18 越谷コミュニティセンター.....	37
19 日本文化伝承の館こしがや能楽堂.....	39
20 越谷市立総合体育館.....	41
21 越谷市民球場.....	43
22 越谷市立越谷総合公園多目的運動場.....	45
23 越谷市立越谷総合公園庭球場.....	47
24 越谷市立しらこばと運動公園競技場.....	49
25 越谷市立しらこばと運動公園第2競技場.....	51
26 越谷市立しらこばと運動公園野球場.....	53
27 越谷市立しらこばと運動公園庭球場.....	55
28 越谷市立しらこばと運動公園ソフトボール場.....	57
29 緑の森公園越谷市弓道場.....	59
30 越谷市民プール.....	61

指定管理者制度導入施設一覧

指定期間（全て平成18年4月1日から）

期間	公 募	随意指定	合計
2年間	15 おがの山荘		1施設
3年間		12 けやき荘、13 くすのき荘、14 ゆりのき荘、 30 市民プール	4施設
5年間	1 中央市民会館、 16 花田苑、 17 野鳥の森、 29 弓道場	2 北部市民会館、3 赤山交流館、4 大沢北交流館、5 蒲生交流館、6 南部交流館、7 新方交流館、8 大袋北交流館、 9 桜井交流館、10 南越谷交流館、11 障害者福祉センターこばと館、18 コミュニティセンター、19 能楽堂、20 総合体育館、21 市民球場、22 総合公園多目的運動場、 23 総合公園庭球場、24 しらこばと運動公園競技場、 25 しらこばと運動公園第2競技場、26 しらこばと運動公園野球場、27 しらこばと運動公園庭球場、28 しらこばと運動公園ソフトボール場	25施設
合計	5施設	25施設	30施設

指定管理者一覧

施 設 名	随意・公募 の別	指定管理者	指定期間	所管課
1 中央市民会館	公募	越谷市施設管理公社	5年	地域活動推進課
2 北部市民会館	随意	北部市民会館運営協議会	5年	地域活動推進課
3 赤山交流館	随意	赤山交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
4 大沢北交流館	随意	大沢北交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
5 蒲生交流館	随意	蒲生交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
6 南部交流館	随意	南部交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
7 新方交流館	随意	新方交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
8 大袋北交流館	随意	大袋北交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
9 桜井交流館	随意	桜井交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
10 南越谷交流館	随意	南越谷交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
11 障害者福祉センターこばと館	随意	(社福)越谷市社会福祉協議会	5年	障害福祉課
12 けやき荘・13 くすのき荘・ 14 ゆりのき荘	随意	(社福)越谷市社会福祉協議会	3年	高齢介護課
15 おがの山荘	公募	大新東ヒューマンサービス(株)	2年	国民健康保険課
16 花田苑	公募	越谷市施設管理公社	5年	公園緑地課
17 野鳥の森	公募	越谷市施設管理公社	5年	公園緑地課
18 越谷コミュニティセンター	随意	越谷コミュニティセンター	5年	生涯学習課
19 こしがや能楽堂	随意	越谷市施設管理公社	5年	生涯学習課
20 総合体育館	随意	越谷市施設管理公社	5年	体育課
21 市民球場・22 総合多目的運動場・ 23 総合庭球場	随意	越谷市施設管理公社	5年	体育課
24 しらこばと競技場・25 第2競技場・ 26 野球場・27 庭球場・28 ソフトボール場	随意	越谷市施設管理公社	5年	体育課
29 弓道場	公募	越谷市施設管理公社	5年	体育課
30 市民プール	随意	(社福)越谷市社会福祉協議会	3年	体育課

「おがの山荘」は、平成19年度末をもって廃止となりました。

(指定期間：平成18年4月1日から平成20年3月31日)

指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について

1 評価の考え方

指定管理者制度を導入した公の施設は、市民生活に密着した極めて重要な施設であることから、指定管理者による管理運営が適正に行われているかについて、指定期間内においても、毎年度点検・把握する必要がある。

指定管理者による管理運営状況、施設管理能力及び適性等について把握するとともに、それらに対する評価を行い、評価結果については、管理運営の改善や効率化、今後の制度運用に活用するものとする。

2 評価方法について

「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に、指定管理者の「選定項目」が示されていることから、これに対応した評価項目を設定し、評価を行うものとする。

具体的には、利用対象者の平等利用の確保、施設の効用を最大限に発揮、管理経費の縮減、管理を安定して行う能力、その他、の5つに対応した評価項目を施設ごとに施設所管課が設定し、「評価表」を作成する。

施設所管課は、過去1年間に指定管理者が取り組んだ内容、その結果得られた効果、管理状況等について評価項目ごとに把握し、下記基準のとおり評価点の採点及び総合評価を行う。

[評価点及び総合評価について]

項目ごとの評価点

評価点	評価内容	評価の基準
3点	優れている	協定、事業計画書等の内容を上回る、特筆すべき管理運営水準であったと評価した場合
2点	適正である	協定、事業計画書等の内容に沿った管理運営水準であったと評価した場合
1点	改善が必要である	協定、事業計画書等の内容に満たない管理運営水準であったと評価した場合

総合評価

管理運営は適正である	評価点の平均が2.0点以上の場合
管理運営に改善すべき点がある	評価点の平均が2.0点未満の場合

3 評価表について

全施設の評価表については、「越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会」に対し意見照会する。

4 事業報告書について

地方自治法第244条の2第7項の規定及び「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき毎年度終了後(5月31日まで)に提出される「事業報告書」については、下記の事項が網羅されているものとする。

施設所管課は、指定管理者からの事業報告書を元に、評価表の作成を行うものとする。

<条例第5条に規定されている、事業報告書への記載事項>

管理業務の実施の状況及び利用の状況に関する事項

使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項

管理経費の収支の状況に関する事項

前3号に掲げるもののほか、施設の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	1 越谷市中央市民会館
施設の所在地	越谷市越ヶ谷四丁目1番1号
設置の目的	市民文化や生涯学習、福祉活動の拠点施設として多くの市民の利用促進を図るため、施設の有効利用と住民サービスの増進に寄与することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る使用料の徴収に関すること
- (3) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他、越谷市又は指定管理者が必要と認める業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	357	356	+1
利用件数(件)	11,507	11,629	122
利用者数(人)	263,010	268,582	5,572
使用料(円)	43,426,690	44,628,120	1,201,430

利用件数等の減少は、地区センター施設整備などによる利用者の流出が影響していると考えられます。また、使用料の大幅な減少は、劇場やホールなどの利用が減り、会議室利用等にシフトしたことが要因と思われます。

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	197,228,000	
支 出	197,260,522	
収入を超える支出額	32,522	

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

その他特記事項

1 越谷市中央市民会館

総合評価	中央市民会館の管理運営について、事業報告書、決算報告書、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。 特に、職員の接客態度が良く、館内の整理整頓が行き届いており、利用者の施設に対する評判も良い。
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	2 越谷市北部市民会館
施設の所在地	越谷市大字恩間181番地1
設置の目的	地域に根ざしたコミュニティ活動、文化活動の拠点施設として多くの市民の利用促進を図るため、施設の有効利用と住民サービスの増進に寄与することを目的に設置。
指定管理者	名 称 越谷市北部市民会館運営協議会 所在地 越谷市大字恩間181番地1 代表者 会長 白鳥 庄造
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る使用料の徴収に関すること
- (3) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他、越谷市又は指定管理者が必要と認める業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

【北部市民会館 会議室等】

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	336	335	+1
利用件数(件)	3,783	3,833	50
利用者数(人)	80,387	88,414	8,027
使用料(円)	8,014,560	8,794,100	779,540

【北部市民会館図書室】

	平成19年度	平成18年度	比 較
開室日数(日)	334	333	+1
貸出利用者数(人)	70,896	68,824	+2,072
貸出冊数(冊)	259,339	243,296	+16,043

利用者数の減少と使用料の減額は、劇場と展示ロビーの稼働率が前年比4～5ポイント下がったことが大きく影響しています。

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	34,810,185	
支 出	34,806,403	
市への戻入額	3,782	

その他特記事項

2 越谷市北部市民会館

総合評価	<p>北部市民会館の管理運営は、事業報告書、決算報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書及び仕様書に基づき適正に行われています。</p> <p>特に、職員の接客態度が良く、館内の整理整頓が行き届き、利用者の評判も良く、利用しやすくなっています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	3 越谷市赤山交流館
施設の所在地	越谷市赤山町三丁目128番地1
設 置 の 目 的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 越谷市赤山交流館運営協議会 所在地 越谷市赤山町三丁目128番地1 代表者 会長 高崎 茂
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	308	308	0
利用件数(件)	1,137	1,171	34
利用者数(人)	19,975	20,973	998
使用料(円)	661,600	645,300	+16,300

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,271,220	
支 出	3,271,220	
市への戻入額	0	

その他特記事項

3 越谷市赤山交流館

総合評価	赤山交流館の管理運営については、平成19年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書により評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。
管理運営は適正である	交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。
	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成 19 年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの管理運営に関する評価です。

施設 の 名 称	4 越谷市大沢北交流館
施設の所在地	越谷市大里326番地1
設 置 の 目 的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 越谷市大沢北交流館運営協議会 所在地 越谷市大里326番地1 代表者 会長 榎本 武
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	308	308	0
利用件数(件)	1,594	1,483	+111
利用者数(人)	25,129	22,934	+2,195
使用料(円)	990,100	876,900	+113,200

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,621,479	
支 出	3,621,479	
市への戻入額	0	

その他特記事項

4 越谷市大沢北交流館

総合評価	<p>大沢北交流館の管理運営については、平成19年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	5 越谷市蒲生交流館
施設の所在地	越谷市蒲生寿町4番9号
設 置 の 目 的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 越谷市蒲生交流館運営協議会 所在地 越谷市蒲生寿町4番9号 代表者 会長 本田 憬
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比較
開館日数(日)	308	313	5
利用件数(件)	1,554	1,568	14
利用者数(人)	27,191	28,521	1,330
使用料(円)	1,102,100	1,072,700	+29,400

利用件数と利用者数が減少しているにもかかわらず使用料が増加した理由は、免除団体の利用が減り、一般の利用件数が増加したことによります。

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,286,321	
支 出	3,286,321	
市への戻入額	0	

その他特記事項

5 越谷市蒲生交流館

総合評価	<p>蒲生交流館の管理運営については、平成19年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	6 越谷市南部交流館
施設の所在地	越谷市南町一丁目22番13号
設置の目的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指定管理者	名 称 越谷市南部交流館運営協議会 所在地 越谷市南町一丁目22番13号 代表者 会長 木村 利夫
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	308	313	5
利用件数(件)	1,339	1,299	+40
利用者数(人)	15,485	16,469	984
使用料(円)	998,000	968,200	+29,800

利用件数が増加し利用者数が減少している理由は、申し込み団体利用者の少人数化によるものです。

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,363,813	
支 出	3,363,813	
市への戻入額	0	

その他特記事項

6 越谷市南部交流館

総合評価	<p>南部交流館の管理運営については、平成19年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	7 越谷市新方交流館
施設の所在地	越谷市北川崎258番地
設 置 の 目 的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 越谷市新方交流館運営協議会 所在地 越谷市北川崎258番地 代表者 会長 川上 悦太郎
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	304	306	2
利用件数(件)	584	453	+131
利用者数(人)	11,791	11,218	+573
使用料(円)	470,000	284,400	+185,600

管理経費の収支状況

[決算額] 単位:円

収 入	3,285,459
支 出	3,285,459
市への戻入額	0

その他特記事項

7 越谷市新方交流館

総合評価	<p>新方交流館の管理運営については、平成19年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設 の 名 称	8 越谷市大袋北交流館
施設の所在地	越谷市袋山565番地4
設 置 の 目 的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 越谷市大袋北交流館運営協議会 所在地 越谷市袋山565番地4 代表者 会長 木村 和衛
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	308	308	0
利用件数(件)	1,174	1,283	109
利用者数(人)	13,994	17,257	3,263
使用料(円)	721,300	745,200	23,900

管理経費の収支状況

[決算額] 単位:円

収 入	3,518,143
支 出	3,518,126
市への戻入額	17

その他特記事項

8 越谷市大袋北交流館

総合評価	<p>大袋北交流館の管理運営については、平成19年度事業報告書、決算報告書、監査報告書など報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	9 越谷市桜井交流館
施設の所在地	越谷市大泊730番地2
設 置 の 目 的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 越谷市桜井交流館運営協議会 所在地 越谷市大泊730番地2 代表者 会長 佐藤 佐
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	308	308	0
利用件数(件)	1,195	1,188	+7
利用者数(人)	18,088	17,919	+169
使用料(円)	667,700	624,500	+43,200

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,458,619	
支 出	3,418,773	
市への戻入額	39,846	

その他特記事項

9 越谷市桜井交流館

総合評価	桜井交流館の管理運営については、平成19年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。 交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	10 越谷市南越谷交流館
施設の所在地	越谷市南越谷五丁目15番地4
設 置 の 目 的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 越谷市南越谷交流館運営協議会 所在地 越谷市南越谷五丁目15番地4 代表者 会長 座 間 三 郎
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	300	307	7
利用件数(件)	1,084	927	+157
利用者数(人)	14,645	13,122	+1,523
使用料(円)	753,800	657,300	+96,500

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,311,576	
支 出	3,311,518	
市への戻入額	58	

その他特記事項

10 越谷市南越谷交流館

総合評価	<p>南越谷交流館の管理運営については、平成19年度事業報告書、決算報告書、監査報告書など報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	11 越谷市障害者福祉センターこぼと館
施設の所在地	越谷市越ヶ谷四丁目1番1号
設置の目的	障がい者に対して機能訓練、教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのための便宜を供与し、障がい者の自立と福祉の増進を図ることを目的とする。
指定管理者	名 称 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会 所在地 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 代表者 会長 植竹 勇
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	健康福祉部障害福祉課

指定管理者が行う主な業務の内容			
(1)障害者デイサービス事業の実施に関すること 教養・技術の向上のための各種講座、講習会事業 機能訓練事業・社会適応訓練事業 レクリエーション事業 (2)障がい者関係福祉団体に対する便宜の供与事業に関すること (3)障がい者福祉ボランティアの育成に関すること (4)地域住民に対する障がい者啓発事業に関すること (5)窓口相談業務及び団体に対する情報提供事業 (6)その他センター設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと			
施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)			
	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	293	296	3
団体利用者数(人)	14,529	12,068	+2,461
個人利用者数(人)	4,650	4,464	+186
総利用者数(人)	19,302	16,532	+2,770
使用料等(円)	0	0	0
管理経費の収支状況			
[決算額] 単位:円			
収 入	18,000,000		
支 出	18,000,000		
市への戻入額	0		
その他特記事項			

11 越谷市障害者福祉センターこばと館

総合評価	<p>障害者福祉センターこばと館の管理運営は、事業報告書、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>特に下記の事項について、協定等の内容を上回る管理運営水準が認められたことから、関連する評価項目において、「優れている」と評価しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者及び障がい者団体への対応が親切で、利用者からの評価も高く、より利用しやすくなっていること。 ・各事業について利用者からの意見を聞くなどして、事業内容の検討を行い、利用者からのニーズに合致した事業を行えるような努力が認められること。 <p>【評価点の平均 2.1】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	3
施設の利用時間を厳守させているか	2
団体の育成について効果が上がっているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	3
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設 の 名 称	12 越谷市立老人福祉センターけやき荘
施設の所在地	越谷市新川町二丁目55番地
設 置 の 目 的	老人に対して各種の相談に応ずると共に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会 所在地 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 代表者 会長 植竹 勇
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
所 管 課 名	健康福祉部高齢介護課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)生活相談及び健康相談に関すること
- (2)生業及び就労の指導に関すること
- (3)機能回復訓練の実施に関すること
- (4)教養の向上及びレクリエーションの実施に関すること
- (5)老人クラブ活動の育成に関すること
- (6)老人福祉センターの使用の許可に関する業務
- (7)老人福祉センターの施設等の維持管理に関する業務
- (8)その他市長が別に定める業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	295	294	+1
団体利用者数(人)	6,771	5,747	+1,024
個人利用者数(人)	100,821	92,512	+8,309
総利用者数(人)	107,592	98,259	+9,333
1日平均利用者数(人)	364	334	+30
総見学者数(人)	259	235	+24
使用料(円)	127,400	105,800	+21,600

老人福祉センターを利用できるのは、原則として市内に住所を有する60歳以上の人で使用料は無料。それ以外の人を利用する場合は、有料としている。

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	63,844,000	
支 出	63,783,376	
市への戻入額	60,624	

その他特記事項

12 越谷市立老人福祉センターけやき荘

総合評価	<p>老人福祉センターけやき荘の管理運営は、事業報告書、利用者の声、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>特に下記の事項について、協定等の内容を上回る管理運営水準が認められたことから、関連する評価項目において「優れている」と評価しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する職員の接客態度がよく、館内の整理整頓も行き届き、利用者からの評価も高く、より利用しやすくなっていること。 ・新採用オリエンテーション、定期研修、朝のミーティング、月次会議等で接遇等に対する研修を、独自に作成した接遇ハンドブック等を用いて実施し、職員全員が統一した認識のもと、利用者に対応していること。 ・下記の各種講座開催後、全講座を対象にアンケート調査を実施し、意見等で即時実施可能なものは当年度に実施、その他は次年度に反映させていること。 <p>講座開催数 ・けやき荘 教養 10、健康 10、趣味 6 合計26講座(3館合計では、71講座)</p> <p>【評価点の平均 2.1】</p>
-------------	--

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	3
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	3
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設 の 名 称	13 越谷市立老人福祉センターくすのき荘
施設の所在地	越谷市大杉655番地
設 置 の 目 的	老人に対して各種の相談に応ずると共に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会 所在地 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 代表者 会長 植竹 勇
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
所 管 課 名	健康福祉部高齢介護課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)生活相談及び健康相談に関すること
- (2)生業及び就労の指導に関すること
- (3)機能回復訓練の実施に関すること
- (4)教養の向上及びレクリエーションの実施に関すること
- (5)老人クラブ活動の育成に関すること
- (6)老人福祉センターの使用の許可に関する業務
- (7)老人福祉センターの施設等の維持管理に関する業務
- (8)その他市長が別に定める業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	294	294	0
団体利用者数(人)	19,423	18,042	+1,381
個人利用者数(人)	94,306	94,755	449
総利用者数(人)	113,729	112,797	+932
1日平均利用者数(人)	386	383	+3
総見学者数(人)	427	567	140
使用料(円)	20,000	28,200	8,200

老人福祉センターを利用できるのは、原則として市内に住所を有する60歳以上の人で使用料は無料。それ以外の人を利用する場合は、有料としている。

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	78,086,000	
支 出	78,037,337	
市への戻入額	48,663	

その他特記事項

13 越谷市立老人福祉センターくすのき荘

総合評価	<p>老人福祉センターくすのき荘の管理運営は、事業報告書、利用者の声、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>特に下記の事項について、協定等の内容を上回る管理運営水準が認められたことから、関連する評価項目において「優れている」と評価しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する職員の接客態度がよく、館内の整理整頓も行き届き、利用者からの評価も高く、より利用しやすくなっていること。 ・新採用オリエンテーション、定期研修、朝のミーティング、月次会議等で接遇等に対する研修を、独自に作成した接遇ハンドブック等を用いて実施し、職員全員が統一した認識のもと、利用者に対応していること。 ・下記の各種講座開催後、全講座を対象にアンケート調査を実施し、意見等で即時実施可能なものは当年度に実施、その他は次年度に反映させていること。 <p>講座開催数 ・くすのき荘 教養 9、健康 11、趣味 8 合計28講座（3館合計では、71講座）</p> <p>【評価点の平均 2.1】</p>
-------------	---

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目（評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である）	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	3
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	3
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	14 越谷市立老人福祉センターゆりのき荘
施設の所在地	越谷市増林三丁目2番地2
設置の目的	老人に対して各種の相談に応ずると共に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に設置。
指定管理者	名 称 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会 所在地 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 代表者 会長 植竹 勇
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
所 管 課 名	健康福祉部高齢介護課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)生活相談及び健康相談に関すること
- (2)生業及び就労の指導に関すること
- (3)機能回復訓練の実施に関すること
- (4)教養の向上及びレクリエーションの実施に関すること
- (5)老人クラブ活動の育成に関すること
- (6)老人福祉センターの使用の許可に関する業務
- (7)老人福祉センターの施設等の維持管理に関する業務
- (8)その他市長が別に定める業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	308	308	0
団体利用者数(人)	8,691	8,925	234
個人利用者数(人)	94,387	98,033	3,646
総利用者数(人)	103,078	106,958	3,880
1日平均利用者数(人)	334	347	13
総見学者数(人)	317	380	63
使用料(円)	180,400	181,200	800

老人福祉センターを利用できるのは、原則として市内に住所を有する60歳以上の人で使用料は無料。それ以外の人を利用する場合は、有料としている。

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	98,070,000	
支 出	97,897,028	
市への戻入額	172,972	

その他特記事項

14 越谷市立老人福祉センターゆりのき荘

総合評価	<p>老人福祉センターゆりのき荘の管理運営は、事業報告書、利用者の声、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>特に下記の事項について、協定等の内容を上回る管理運営水準が認められたことから、関連する評価項目において「優れている」と評価しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する職員の接客態度がよく、館内の整理整頓も行き届き、利用者からの評価も高く、より利用しやすくなっていること。 ・新採用オリエンテーション、定期研修、朝のミーティング、月次会議等で接遇等に対する研修を、独自に作成した接遇ハンドブック等を用いて実施し、職員全員が統一した認識のもと、利用者に対応していること。 ・下記各種講座実施後、<u>全講座を対象にアンケート調査を実施し、意見等で即時実施可能なものは当年度に実施、その他は次年度に反映させていること。</u> <p>講座開催数 ・ゆりのき荘 教養 4、健康 8、趣味 5 合計 17 講座(3館合計では、71 講座)</p> <p>【評価点の平均 2.1】</p>
-------------	---

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	3
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	3
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	15 越谷市民保養施設おがの山荘
施設の所在地	埼玉県秩父郡小鹿野町飯田857番地4
設置の目的	市民等が秩父地域の豊かな自然の中で、余暇活動等を通して健康と福祉の増進を図り、あわせて地元住民との交流を深めることを趣旨として、県営「みどりの村」内に設置した。
指定管理者	名 称 大新東ヒューマンサービス株式会社 埼玉支店 所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目247番地 OSビル7F 代表者 埼玉支店長 堀井伸一
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
所 管 課 名	健康福祉部 国民健康保険課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) おがの山荘フロント業務
- (2) ルームサービス業務
- (3) 食事賄業務
- (4) 寝具等借上業務
- (5) 害虫等防除業務
- (6) 庭園管理業務
- (7) 従業員室管理業務
- (8) 利用促進に係る業務
- (9) 警備業務(夜間フロント含む)
- (10) 電気設備保守点検運転管理業務
- (11) 空気調和設備・給排水衛生設備保守点検運転管理業務
- (12) 消防設備保守点検管理業務
- (13) エレベーター保守管理業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
利用者数(人)大人	4,836	4,324	+512
利用者数(人)子供	1,672	1,671	+1
総利用者数(人)	6,508	5,995	+513
使用料(宿泊料)(円)	15,982,800	15,010,900	+971,900

食事料等については別途徴収。

管理経費の収支状況

[決算額]	単位:円
収 入	73,000,000
支 出	76,050,749
収入を超える支出額	3,050,749

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

その他特記事項

15 越谷市民保養施設おがの山荘

総合評価	おがの山荘の管理運営は、事業報告書、実地調査、利用者アンケート、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。 なお、指定管理者の経営努力(バスツアーの実施回数を増やすなど)により前年度比約8%の利用者増となりました。
管理運営は 適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	16 花田苑
施設の所在地	越谷市花田六丁目6番地2
設置の目的	花田苑は、市民が気軽に散策や休息のできる「我が家の庭」として、また、失われつつある日本の伝統技法を用いた、特色のある廻遊式池泉庭園を有する本格的で大規模な日本庭園として整備を行い、併せて、池の貯水機能を生かし治水の安全度の向上を目指し設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	都市整備部公園緑地課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 入園等にかかる業務
- (3) 広報関係の業務
- (4) 施設概要の案内業務
- (5) その他管理・運営に必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開園日数(日)	361	360	+1
入園者数(人)	32,297	41,364	9,067
茶室使用人数(人)	3,573	3,601	28
入園料(円)	2,693,100	2,856,900	163,800
茶室使用料(円)	81,500	72,500	+9,000

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	30,048,000	
支 出	30,105,750	
収入を超える支出額	57,750	

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

その他特記事項

総合評価	<p>花田苑の管理運営は、事業報告、実地調査、利用者の声、指定管理者への聞き取りなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>本格的な日本庭園で、有料施設であり他の都市公園とは目的を異にし、専門的な施設の維持管理が必要とされますが、施設の維持管理、広報活動など全体的に努力が見られ、入園者の評判も良いことなど、安定した管理運営に努めています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
入園対象者の平等が確保されているかに関する項目	
施設入園について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
入園者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の入園時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
入園者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た入園者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、入園しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
入園者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名称	17 キャンベルタウン野鳥の森
施設の所在地	越谷市大字大吉272番地1
設置の目的	オーストラリア・キャンベルタウン市と姉妹都市提携10周年を記念してキャンベルタウン市から贈られる、エミュー、アカクビワラビーやモモイロインコなどの動物から、オーストラリアの「自然」を理解することを願って建設された。
指定管理者	名称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所管課名	都市整備部公園緑地課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 入園者等に係る業務
- (3) 広報関係の業務
- (4) 動物の飼育に関する業務
- (5) その他管理・運営に必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比較
開園日数(日)	310	304	+6
入園者数(人)	21,951	23,310	1,359
入園料(円)	1,397,080	1,607,650	210,570

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収入	27,490,000	
支出	27,491,809	
収入を超える支出額	1,809	

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

その他特記事項

17 キャンベルタウン野鳥の森

総合評価	<p>キャンベルタウン野鳥の森の管理運営は、事業報告、実地調査、利用者の声、指定管理者への聞き取りなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>積極的な事業を展開し集客に努めたものの、屋外施設という条件の中で天候に左右されやすいデメリットもあり、結果的に入園者数、収入金額等は減少しました。施設の維持管理、広報活動など努力が見られ、入園環境の向上に努めています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
入園対象者の平等が確保されているかに関する項目	
施設の入園について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知している	2
入園者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の入園時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
入園者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た入園者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、入園しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
入園者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名称	18 越谷コミュニティセンター
施設の所在地	越谷市南越谷一丁目2876番地1
設置の目的	市民の明るく豊かな近隣社会の形成と文化生活の向上に貢献することを目的に設置。
指定管理者	名称 財団法人 越谷コミュニティセンター 所在地 越谷市南越谷一丁目2876番地1 代表者 理事長 武藤 繁雄
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所管課名	生涯学習部生涯学習課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) コミュニティセンターの施設等の利用公開に関する事
- (2) 市民の福祉増進及び文化活動を推進する自主的事業に関する事
- (3) その他コミュニティセンター設置目的を達成するために必要な業務に関する事
- (4) コミュニティセンターの使用の許可に関する業務
- (5) コミュニティセンターの施設等の維持管理に関する業務
- (6) その他越谷市が別に定める業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

【コミュニティセンター ホール・会議室等】

	平成19年度	平成18年度	比較
開館日数(日)	360	359	+1
利用件数(件)	5,498	5,200	+298
利用者数(人)	447,171	419,592	+27,579
使用料(円)	107,858,481	94,794,675	+13,063,806

【南部図書室】

	平成19年度	平成18年度	比較
開室日数(日)	353	353	0
来室者数(人)	273,909	270,513	+3,396
貸出利用者数(人)	142,016	130,931	+11,085
貸出冊数(冊)	418,199	393,112	+25,087

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収入	447,000,000	
支出	426,801,609	
市への戻入額	20,198,391	

その他特記事項

18 越谷コミュニティセンター

総合評価	越谷コミュニティセンターの管理運営は、事業報告書、実地調査、利用者の声、指定管理者への聞き取りなどにより評価したところ、協定書、仕様書、事業計画書に基づき適正に行われています。 職員に業務知識向上や接客意識を高める研修を行い、利用しやすい施設となっています。
管理運営は適正である	
【評価点の平均 2.0】	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設 の 名 称	19 日本文化伝承の館こしがや能楽堂
施設の所在地	越谷市花田六丁目6番地1
設 置 の 目 的	日本の伝統文化の振興と市民文化の向上及びコミュニティの推進に資するために設置。
指 定 管 理 者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部生涯学習課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) 伝統芸術文化の振興及び普及に関する業務
- (2) 市民文化の向上及びコミュニティづくりの推進に関する業務
- (3) 伝承の館及び設備の提供に関する業務
- (4) 伝承の館の使用の許可に関する業務
- (5) 伝承の館の施設等の維持管理に関する業務
- (6) 管理施設の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- (7) その他伝承の館の設置目的を達成するために必要な業務
- (8) その他教育委員会が別に定める業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、越谷市教育委員会または指定管理者が必要と認める業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	309	308	+ 1
利用件数(件)	1,447	1,524	77
利用者数(人)	22,647	24,652	2,005
使用料(円)	3,177,380	3,660,060	482,680

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	38,900,000	
支 出	39,173,853	
収入を超える支出額	273,853	

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

その他特記事項

19 日本文化伝承の館こしがや能楽堂

総合評価	日本文化伝承の館こしがや能楽堂の管理運営は、事業報告書、実地調査、利用者の声、指定管理者への聞き取りなどにより評価したところ、協定書、仕様書、事業計画書に基づき適正に行われています。 施設管理は評判もよく、利用しやすい施設として親しまれています。
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	20 越谷市立総合体育館
施設の所在地	越谷市増林二丁目33番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 総合体育館の使用の許可に関する業務
- (4) 総合体育館の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、総合体育館設置の目的を達成するために必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開館日数(日)	358	357	+1
利用件数(件)	2,974	3,080	106
利用者数(人)	334,796	350,813	16,017
使用料等(円)	16,932,517	19,175,821	2,243,304

管理経費の収支状況

[決算額] 単位:円

収 入	117,330,000
支 出	117,330,002
収入を超える支出額	2

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

その他特記事項

平成19年度は、県議会議員、市議会議員、参議院議員、埼玉県知事の4つの選挙の選挙管理委員会本部及び開票事務会場として使用した。

20 越谷市立総合体育館

総合評価	<p>総合体育館の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。 利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供をするなど市民サービスの向上に努めています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	21 越谷市民球場
施設の所在地	越谷市増林三丁目1番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開場日数(日) 1	244	244	0
球場利用件数(件)会議室含む	224	244	20
球場利用者数(人)会議室含む	34,466	33,569	4 +897
会議室利用件数(件) 2	56	86	30
会議室利用者数(人) 2	1,807	3,044	1,237
使用料等(円) 3	2,720,900	3,377,175	656,275

1 野球場の供用期間は、4月から11月まで。

2 会議室利用件数及び利用者数は、会議室単独での利用を集計したもの。

3 使用料等には、照明料、会議室使用料を含む。

4 球場利用者の増加は、大会参加人数の増加が考えられる。

管理経費の収支状況

[決算額]

単位:円

収 入	44,500,000
支 出	44,500,000
市への戻入額	0

管理経費は、「総合公園多目的運動場」と「総合公園庭球場」を含む。

その他特記事項

21 越谷市民球場

総合評価	<p>市民球場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供をするなど市民サービスの向上、またプロ野球や高校野球などで利用いただくためグラウンドコンディションには特に気を使い、全国でも誇れる施設となっています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	22 越谷市立越谷総合公園多目的運動場
施設の所在地	越谷市増林三丁目1番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開場日数(日)	360	359	+1
利用件数(件)	185	174	+11
利用者数(人)	30,498	24,680	+5,818
使用料等(円)	724,000	799,200	75,200

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	44,500,000	
支 出	44,500,000	
市への戻入額	0	

管理経費は、「市民球場」と「総合公園庭球場」を含む。

その他特記事項

2.2 越谷市立越谷総合公園多目的運動場

総合評価	<p>総合公園多目的運動場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供をするなど市民サービスの向上に努めています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	23 越谷市立越谷総合公園庭球場
施設の所在地	越谷市増林三丁目1番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開場日数(日)	360	359	+1
利用件数(件)	8,231	7,974	+257
利用者数(人)	46,391	53,540	7,149
使用料等(円)	5,010,080	4,708,880	+301,200

利用者数の減少は、1団体(チーム)あたりの人数が減少したものと考えられる。

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	44,500,000	
支 出	44,500,000	
市への戻入額	0	

管理経費は、「市民球場」と「総合公園多目的運動場」を含む。

その他特記事項

2.3 越谷市立越谷総合公園庭球場

総合評価	<p>総合公園庭球場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。 利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供をするなど市民サービスの向上に努めています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
-------------	---

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名称	24 越谷市立しらこぼと運動公園競技場
施設の所在地	越谷市小曾川729番地1
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所管課名	生涯学習部体育課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比較
開場日数(日)	309	359	50
利用件数(件)(団体・個人・会議室)	1,478	2,363	885
利用者数(人)(団体・個人・会議室)	55,932	57,208	1,276
使用料等(円)	1,537,590	1,646,025	108,435

減少は、3種公認のための改修工事期間の貸し出しを休止したため。

管理経費の収支状況

[決算額] 単位:円

収入	62,700,000
支出	62,700,114
収入を超える支出額	114

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

管理経費は、しらこぼと運動公園内の体育施設「第2競技場」、「野球場」、「庭球場」及び「ソフトボール場」を含む。

その他特記事項

日本陸上競技連盟3種公認更新のための改修工事を行った。

2.4 越谷市立しらこぼと運動公園競技場

総合評価	しらこぼと運動公園競技場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。 利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供に努め、特に天然芝の管理に気を配っています。
管理運営は適正である	
【評価点の平均 2.0】	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	25 越谷市立しらこぼと運動公園第2競技場
施設の所在地	越谷市砂原39番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開場日数(日)	360	359	+1
利用件数(件)	345	255	+90
利用者数(人)	28,892	16,899	+11,993
使用料等(円)	1,196,080	816,080	+380,000

管理経費の収支状況

[決算額] 単位:円

収 入	62,700,000
支 出	62,700,114
収入を超える支出額	114

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

管理経費は、しらこぼと運動公園内の体育施設「競技場」、「野球場」、「庭球場」及び「ソフトボール場」を含む。

その他特記事項

25 越谷市立しらこぼと運動公園第2競技場

総合評価	<p>しらこぼと運動公園第2競技場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供に努め、競技場のサブグラウンドとしても有効利用を促進しています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名称	26 越谷市立しらこぼと運動公園野球場
施設の所在地	越谷市砂原39番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所管課名	生涯学習部体育課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比較
開場日数(日)	249	247	+2
利用件数(件)	259	249	+10
利用者数(人)	10,826	11,526	700
使用料等(円)	571,400	556,400	+15,000

利用者数の減少は、1団体(チーム)あたりの人数が減少したものと考えられる。

管理経費の収支状況

[決算額] 単位:円

収入	62,700,000
支出	62,700,114
収入を超える支出額	114

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

管理経費は、しらこぼと運動公園内の体育施設「競技場」、「第2競技場」、「庭球場」及び「ソフトボール場」を含む。

その他特記事項

26 越谷市立しらこぼと運動公園野球場

総合評価	<p>しらこぼと運動公園野球場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>現場に管理員を常駐させ、直接利用者の声を聞き、利用しやすいようなグラウンドコンディションを整え、市民サービスに努めています。また施設周辺の公園環境にも気配りしています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	27 越谷市立しらこぼと運動公園庭球場
施設の所在地	越谷市砂原39番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開場日数(日)	360	359	+1
利用件数(件)	7,959	7,689	+270
利用者数(人)	46,540	47,042	502
使用料等(円)	7,486,800	7,323,200	+163,600

利用者数の減少は、1団体(チーム)あたりの人数が減少したものと考えられる。

管理経費の収支状況

[決算額]	単位:円
収 入	62,700,000
支 出	62,700,114
収入を超える支出額	114

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

管理経費は、しらこぼと運動公園内の体育施設「競技場」、「第2競技場」、「野球場」及び「ソフトボール場」を含む。

その他特記事項

27 越谷市立しらこぼと運動公園庭球場

総合評価	しらこぼと運動公園庭球場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。 現場に管理員を常駐させ、直接利用者の声を聞く中で利用しやすいようなコートコンディションを整え、市民サービスに努めています。
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	28 越谷市立しらこぼと運動公園ソフトボール場
施設の所在地	越谷市砂原39番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開場日数(日)	246	246	0
利用件数(件)	167	143	+24
利用者数(人)	6,262	6,800	538
使用料等(円)	220,080	196,440	+23,640

利用者数の減少は、1団体(チーム)あたりの人数が減少したものと考えられる。

管理経費の収支状況

[決算額]	単位:円
収 入	62,700,000
支 出	62,700,114
収入を超える支出額	114

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

管理経費は、しらこぼと運動公園内の体育施設「競技場」、「第2競技場」、「野球場」及び「庭球場」を含む。

その他特記事項

28 越谷市立しらこぼと運動公園ソフトボール場

総合評価	<p>しらこぼと運動公園ソフトボール場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>現場に管理員を常駐させ、直接利用者の声を聞き、利用しやすいようなグラウンドコンディションを整え、市民サービスに努めています。また施設周辺の公園環境にも気配りしています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設 の 名 称	29 緑の森公園越谷市弓道場
施設の所在地	越谷市越ヶ谷2579番地
設 置 の 目 的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成19年度	平成18年度	比 較
開場日数(日)	308	308	0
利用件数(件)	2,615	2,179	+436
利用者数(人)	15,182	13,442	+1,740
使用料等(円)	1,186,520	982,400	+204,120

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	5,930,000	
支 出	5,930,435	
収入を超える支出額	435	

収入を超える支出額については、指定管理者の負担とする。

その他特記事項

2.9 緑の森公園越谷市弓道場

総合評価	<p>緑の森公園越谷市弓道場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>本施設は一般的な体育施設と比べ、専門的であり、利用に当たって多少制限があるが、越谷市弓道連盟の協力をいただきながら、教室等を開催し弓道の普及に努めています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

平成19年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名称	30 越谷市民プール
施設の所在地	越谷市増林三丁目2番地2
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名称 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会 所在地 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 代表者 会長 植竹 勇
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
所管課名	生涯学習部体育課

指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) 市民プールの施設及び設備の提供に関する業務
- (2) 水泳等の指導に関する業務
- (3) 市民プールの使用の許可に関する業務
- (4) 市民プールの施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、市民プール設置の目的を達成するために必要な業務

施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

【温水プール】

	平成19年度	平成18年度	比較
開館日数(日)	287	293	6
利用者数(男性)(人)	52,833	52,237	+596
利用者数(女性)(人)	52,571	54,745	2,174
総利用者数(人)	105,404	106,982	1,578
使用料等(円)	30,160,120	31,132,140	972,020

【トレーニングルーム】

	平成19年度	平成18年度	比較
開室日数(日)	306	307	1
利用者数(男性)(人)	28,628	29,517	889
利用者数(女性)(人)	7,522	9,736	2,214
総利用者数(人)	36,150	39,253	3,103
使用料等(円)	11,696,440	13,097,220	1,400,780

管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収入	50,000,000	
支出	49,811,318	
市への戻入額	188,682	

その他特記事項

30 越谷市民プール

総合評価	<p>越谷市民プールの管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>特に下記の事項について、協定等の内容を上回る管理運営水準が認められたことから関連する評価項目において「優れている」と評価しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する接客態度がよく、施設内の整理整頓も行き届いており、利用者からの評価も高く、より利用しやすくなっていること。 ・各種講座実施後のアンケート調査など、利用者の声を積極的に聞く中で、可能な限り利用しやすい施設の提供をするなど市民サービスの向上に努めており、利用者の安全確保については、特に気を配っていること。 <p>【評価点の平均 2.1】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	3
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	3
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2